

長浜・御豊瀬・浦戸地区限定

高知市ふれあい収集(試行収集)

概要

高齢者や障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境づくりを目的に、要介護認定者等のみで構成された世帯のうち、世帯員自らごみをごみステーションまで持ち出すことが困難で、親族や近隣住民などの協力を得ることができない世帯を対象に、訪問による玄関先からのごみの収集を行います。また、希望する方にはお声をかけることにより、安否確認をします。

対象地区

(長浜地区) 長浜, 長浜宮田, 長浜時絵台1~2丁目, 横浜, 横浜西町, 横浜東町, 横浜南町, 横浜新町1~5丁目, 瀬戸, 瀬戸1~2丁目, 瀬戸西町1~3丁目, 瀬戸東町1~3丁目, 瀬戸南町1~2丁目
(御豊瀬地区) 御豊瀬 (浦戸地区) 浦戸

対象世帯

高知市内(長浜・御豊瀬・浦戸地区)の居宅で生活している高齢者や要介護認定者だけの世帯で、可燃ごみやプラスチック製容器包装を、世帯員自ら持ち出すことが困難で、親族、近隣住民等の協力を得ることができない世帯

- ① 70歳以上で要介護1以上の認定を受けている一人暮らしの世帯
- ② 身体障害者手帳の交付を受けている一人暮らしの世帯
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている一人暮らしの世帯
- ④ 療育手帳の交付を受けている一人暮らしの世帯

※ただし、同居者がいる場合でも、上記のいずれかに該当する世帯員のみで構成されている世帯は対象とします。

(ご注意) 次のような場合は対象となりません。

- ・同居人やご近所の方など、ごみ出しを手伝ってくれる人が身近にいる場合
- ・ごみステーションの距離が遠いなど、自己の都合による場合
- ・日常的に在宅していない場合(老人ホームなどに入居している場合)
- ・ごみを長期間放置するなどし、自己で手に負えなくなった場合 など

申請の手順

申請書配布：7月23日から
申請受付：8月1日から

① 申請書の作成・提出(環境業務課へ)

- 本人による申請書の作成や提出が困難な場合は、代行することも可能です。(例)親族、ケアマネージャー、ホームヘルパー、民生委員、町内会の方など
- 介護保険被保険者証など、対象となる手帳の写しを添付して下さい。
- 郵送又はFAX(088-856-5391)でも可。
郵送先住所：〒781-0271 高知市長浜宮田2000-10
※環境政策課(高知市本町五丁目1-45 第二庁舎3階)への持参も可。
※FAXで申請の場合は、後日申請書原本の提出が必要となります。

② 事前調査(訪問)

職員がご自宅を訪問し、ごみ出しの状況等についてお話を伺います。

③ 利用決定通知の送付

ふれあい収集利用の可否が通知されます。

(利用否)

収集は
行いま
せん。

(利用可)

④ ふれあい収集開始

<申請書配置場所>

南部地域高齢者支援センター(桂浜出張所及び横浜出張所を含む。), 瀬戸窓口センター, 長浜・浦戸・御豊瀬の各ふれあいセンター, 長浜市民会館, 市民案内, 環境業務課, 環境政策課等

<お問合せ先>

高知市コールセンター TEL:088-822-8111
※電話受付時間:朝8時~夜7時(年中無休)

収集について

① 収集するもの

1. 可燃ごみ

台所ごみや庭のごみなど、燃える素材のもので、
おおむね 45 ㍓のごみ袋に入る大きさのもの



2. プラスチック製容器包装

 のマークがついた容器や包装



② 収集頻度

- 原則、週1回とします。(試行収集は金曜日)

※収集時間の指定はできません。

③ ごみの出し方

- あらかじめフタ付きの容器を用意してください。
- 分別をしてください。
- ごみを透明または半透明の袋に入れた上で、容器に入れて必ずフタをしてください。

フタ付きの容器を用意してもらう理由は…

- ごみの匂いなどで近所迷惑にならないようにするためです。
- 犬猫がごみを散らかさないようにするためです。
- 収集作業員が間違えてごみ以外のものを持っていかないようにするためです。



④ 変更・中止の届けについて

次のような場合には、事前に環境業務課までご連絡ください。

- (1) 環境業務課へ申請書での届出が必要な場合
 - ① 住所や電話番号の変更
 - ② 世帯員の構成変更
 - ③ 要介護度や障がいの等級が変更となったとき
 - ④ 緊急連絡先の変更
 - ⑤ ふれあい収集の中止
- (2) 環境業務課へ電話連絡が必要な場合
 - ① 一時的な入院
 - ② 旅行で不在となる時 など

⑤ お声かけについて

希望する方には、ごみを収集するときにお声がけをし、安否確認をします。

○ふれあい収集（試行収集）の開始 10月を予定

－ふれあい収集試行実施概要説明書－

1. ふれあい収集とは

高齢者や障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境づくりを目的に、要介護認定者等のみで構成された世帯のうち、世帯員自らごみをごみステーションまで持ち出すことが困難で、親族や近隣住民などの協力を得ることができない世帯を対象に、訪問による玄関先からのごみの収集を行うものです。また、希望する方には、ごみ収集の際お声がけをすることにより、安否確認をします。

2. ふれあい収集を実施することになった理由

全国的に高齢化・人口減社会を迎える中、本市のごみ収集・処理システムの根源である「高知方式」を維持・発展させることを目的に、平成 27 年度に資源・不燃物登録団体を対象にアンケート調査を実施したところ、1,143 団体中、約 77%の 876 団体から回答を得ました。その結果、「課題①：ステーションを管理する登録団体の担い手不足」「課題②：不適正排出による登録団体の負担」「課題③：みずから排出することが困難な世帯の増加」の三つの課題が判明しましたが、これらの課題のうち、「課題③：みずから排出することが困難な世帯の増加」に関して、その対応への要望が市民から多くありました。

3. 検討経過

「みずからごみを排出することが困難な世帯」への対応策を検討事項とし、環境部内にごみ処理システム再検討委員会を立ち上げ、さらに同検討委員会の中に環境業務課を中心としたごみ処理システム実務者作業部会を設置し議論を重ねるとともに、先進都市視察を行うなどし、庁内で検討を行ってきた結果、このたび、ふれあい収集の実施に向けた取組みを進めることになったものです。

4. 関係スケジュール

ふれあい収集の実施に向けては、現在の環境業務課の人員及び車両体制を維持しつつ、まずは平成 30 年度中に試行実施を行い、その中から生じた訪問調査や収集体制等の課題を整理し、改善を行った後、平成 31 年度を目途に本格実施につなげたいと考えています。

5. 試行実施の対象地区

試行実施の対象地区は、試行実施が効率的に行えるよう、ふれあい収集の利用申請があった場合の対象世帯の現地調査や問題が発生した場合の対応における地理的利便性の観点から、環境業務課が所在する高知市クリーンセンターから比較的距離に近い長浜、御豊瀬、浦戸の 3 地区において行う予定となっています。

6. 他都市の状況

ふれあい収集と同様の事業を実施している中核市は、平成 28 年度に行った調査では、中核市 47 市のうち 21 市が導入済み（平成 28 年 10 月時点）です。